

札幌市福祉友の会 会則

第1条 本会は、札幌市福祉友の会と称し、事務所を札幌市中央区大通西19丁目1-1札幌市社会福祉総合センター

第2条 札幌市社会福祉協議会内に置く。

第2条 本会は、社会福祉功労者及び元民生委員・児童委員並びに元福祉施設関係者で、本会の趣旨に賛同した者（以下、「会員」という。）をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当し、適当と認める場合は、会員とすることができる。

- (1) 本会の趣旨に賛同すること。
- (2) 社会福祉に関心の深いこと。
- (3) 会員の推薦があること。

第3条 本会は、社会福祉の向上に協力し会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した幹事が、順次にその職務を代理する。

5 幹事は、本会の運営上必要な事項を審議し、その運営にあたる。

6 監事は、本会の会務を監査し、総会に報告するものとする。

第5条 役員は、総会において会員の互選又は推薦によって定める。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

第6条 本会に、相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

3 相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ、顧問は本会の運営に参画する。

第7条 役員会は、必要に応じて開催し、会長が議長となる。

2 役員会の議事は、議長を除く出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第8条 総会は、会長がこれを召集する。

2 総会は、少なくとも年1回以上開くものとする。

第9条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会において定めるところによる。

附 則

この会則は、昭和49年2月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年6月1日から施行する。